

第9章 自動車

1 障害者自動車運転免許取得助成事業

障害者の社会活動への参加を促進するため、運転免許取得にかかる経費の一部を助成する制度です。
(自動車学校入校前に申請が必要です。)

(1) 対象者

県公安委員会等が指定した指定自動車教習所で教習を受け、自動車免許を取得する者のうち、下記別表のいずれかに該当する市内在住者。なお、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、都道府県警察が行う安全運転相談を行った結果、免許の取得に当たって申告すべき病気、障害等に該当し、安全運転相談の修了が必要と判断された場合は、安全運転相談を修了している者。

別表

対象者		対象経費	助成金の額
1 新たに第1種運転免許の普通自動車免許を取得する者	身体障害者手帳の交付を受けた障害等級1級から3級までの者	自動車学校に支払う入学申込金、学科教習料金、技能教習料金及び延長料金	対象経費に3分の2を乗じて得た額 (上限10万円)
	身体障害者手帳の交付を受けた障害等級4級から6級までの者で、運転することができる自動車の種類(オートマチック車等)を限定されたもの		
	療育手帳の交付を受けた者		
	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者		
2 受障に伴い、所持している普通自動車運転免許に運転することができる自動車の種類(オートマチック車等)の限定条件を追加され、補習を受ける者		自動車学校の補習(8時間を限度とする。)に係る料金	対象経費に2分の1を乗じて得た額

※過去に同様の制度を利用し助成を受けている場合は、本制度の対象となりません。

※周南市の援護対象者で、やむを得ない事情により市外に居住している方については、事前にご相談ください。

(2) 助成額

別表のとおり

(3) 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 安全運転相談を修了したことを証する書類(該当者のみ)
- 運転免許証(既に運転免許を受けている方が、受障に伴い補習を受ける場合のみ)

(4) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課 ☎ 0834-22-8387)

各総合支所(新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333)

2 障害者用自動車改造費助成事業

(1)対象者

身体障害者手帳又は療育手帳を所持する者（特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者）で自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者（改造をする前に申請が必要です。また、助成額が上限に達し次第（先着順）、年度内の受付を締め切りますので、申請前にご相談ください。）

(2)助成額

100,000 円を限度として助成します。

(3)申請に必要なもの

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 見積書（改造の箇所及び経緯を明らかにしたもの）
- 運転免許証
- 障害者本人名義の通帳
- 自動車検査証※
- 割賦契約書又はリース契約書（割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合）
- 改造箇所がわかるもの（パンフレット等）
- 印鑑（認め印可）
- ※自動車検査証は、実績報告時にご提出いただくことも可能です。なお、自動車検査証が電子車検証の場合は、「電子車検証」（写し）と「自動車検査証記録事項」（写し）の2点をご提出ください。

(4)申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

3 駐車禁止除外指定車標章

(1)内 容

やむを得ない場合に、他の交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内でも駐車できます。

(2)対象者

次のいずれかに該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる方

- 身体障害者手帳
 - ・視覚障害 3級以上及び4級の1
 - ・聴覚障害 3級以上
 - ・平衡機能障害 3級
 - ・体幹不自由 3級以上
 - ・上肢不自由 1級、2級の1及び2級の2
 - ・下肢不自由 4級以上
 - ・運動機能障害（上肢機能） 2級以上（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
（移動機能） 4級以上
 - ・内部機能障害 3級以上

○療育手帳A

○精神障害者保健福祉手帳 1 級

(3) 申請に必要なもの

○身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳

○運転免許証

※代理の方が申請する場合は、申請窓口へお問い合わせください。

(4) 申請窓口……………周南警察署交通課 (☎ 0834-21-0110)

光警察署〔熊毛地域の方〕(☎ 0833-72-0110)

4 身体障害者標識（四つ葉マーク）

(1) 概要

普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている人が、その運転する車両に表示するものです。

(2) 道路交通法の規定

上記の表示対象者がこのマークを表示して普通自動車（軽自動車を含む）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「幅寄せ」や「割込み」をした運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(3) 購入窓口

警察署内の交通安全協会

5 聴覚障害者マーク（蝶のマーク）

(1) 概要

聴覚に障害のある人（補聴器を用いても 10 メートルの距離で 90 デシベルの警音器の音が聞こえない程度）で、聴覚障害であることを理由に当該免許に条件を付されている人が、その運転する車両に表示することが義務付けられているものです。

(2) 道路交通法の規定

上記の表示対象者がこのマークを表示して普通自動車（軽自動車を含む）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「幅寄せ」や「割込み」をした運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(3) 購入窓口

警察署内の交通安全協会

6 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

P. 68～P. 69 を確認ください。

7 やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

(1) 内容

歩行や車の乗降が困難な方が、県に登録された身障者用駐車場を利用することができます。

(2)対象者と申請に必要なもの

対象者（次のいずれかに該当する者）	必要なもの
身体障害者 ・視覚障害 4 級以上 ・聴覚障害 3 級以上 ・平衡機能障害 5 級以上 ・上肢不自由 4 級以上 ・下肢不自由 6 級以上 ・体幹不自由 5 級以上 ・運動機能障害（上肢機能）2 級以上 （移動機能）6 級以上 ・内部機能障害 4 級以上	身体障害者手帳
知的障害者 A	療育手帳
精神障害者 1 級	精神障害者保健福祉手帳
高齢者（要介護認定者）	介護保険被保険者証
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証
妊産婦（妊娠 7 か月から産後 1 年までの者）	母子健康手帳
けが人	歩行が困難である旨記載の診断書

※代理の方が申請する場合は、代理の方の本人確認書類も必要です。

(3) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

周南市社会福祉協議会(☎ 0834-22-8721)又は各支部 (徳山・新南陽・熊毛・鹿野)

山口県周南健康福祉センター (☎ 0834-33-6422)